

○鳥取県警察職員の服務に関する訓令

昭和49年3月31日

本部訓令第1号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

鳥取県警察職員の服務に関する訓令を次のように定める。

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 服務一般（第3条—第40条）

第3章 勤務（第41条—第50条）

第4章 休暇及び欠勤（第51条—第55条）

第5章 用品（第56条・第57条）

第6章 その他（第58条—第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、鳥取県警察の職員（以下「職員」という。）が、規律を保持し、警察事務を適正かつ能率的に遂行するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3章第6節（服務）その他別に定めがあるもののほか、服務上守らなければならない事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 鳥取県警察本部（警察学校を含む。）をいう。
- (2) 部長等 本部の部長、総括参事官、参事官、参事監、首席監察官及び地域統括参事官をいう。
- (3) 所属長 本部の課長、所長、隊長（附置機関の長を除く。）、被害者支援官、監査官、物品契約官、人材戦略官、企画官、監察官、人身安全対策官、組織犯罪対策官、交通規制官、航空官及び警察学校長並びに警察署長をいう。

（令8本部訓令8・一部改正）

（鳥取県警察職員職務倫理の基本）

第2条の2 鳥取県警察職員職務倫理の基本は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

2 職員は、前項に定める鳥取県警察職員職務倫理の基本を信条として職務に精励し、国民の信頼と期待にこたえなければならない。

第2章 服務一般

(服務の根本基準)

第3条 職員は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）に基づく宣誓事項を忠実に守らなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序の維持に任ずる職責の重要性を自覚し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(命令等の遵守)

第4条 職員は、法令及びこの訓令に従い、忠実にその職務を遂行するとともに、職務に関する上司の命令を遵守し、かつ、進んで上司を補佐しなければならない。

(融和と協調)

第5条 職員は、相互の融和と協調を旨として団結を図り、規律を重んじ、礼節を尊び、常に信義と敬愛を尽くして警察一体の実を上げるように努めなければならない。

(職務の公正)

第6条 職員は、職務の遂行に支障を生じ、又は警察の信用を傷つけることのないよう、常に廉潔を旨として堅く身を持ち、職務の公正を保持しなければならない。

(人事に関する援助要求の禁止)

第7条 職員は、人事に関し、外部の人又は団体の援助を求めてはならない。

(贈与等収受の禁止)

第8条 職員は、いかなる名目であつても、みだりに贈物、謝礼、供応その他の利益の提供を受け、若しくは受けさせ、又は求めてはならない。

(寄付募集行為等の禁止)

第9条 職員は、本部長（鳥取県警察本部長をいう。以下同じ。）の承認を受けないで、金品の寄付を求め、又はこれを受けてはならない。

(民事上の法律関係関与の禁止)

第10条 職員は、みだりに他人の金品の貸借、商取引その他の民事上の法律関係に関与してはならない。

(意見公表等の制限)

第11条 職員は、所属長の承認を受けないで、職務に支障を及ぼすおそれのある意見、主張等を部外に公表してはならない。

2 職員は、みだりに政治的又は宗教的論議をすることを避けなければならない。

(交際等の制限)

第12条 職員は、職務上必要がある場合のほか、いかがわしい人と交際し、又はいかがわしい場所に立入ってはならない。職務上の必要により交際する場合においても、その職務に支障を及ぼすことのないよう特に留意しなければならない。

2 職員は、私宅その他職務に関係のない場所で、職務に関し、部外者と応接してはならない。

(債務等の制限)

第13条 職員は、職務を利用して債権行為をし、又は支払能力を超えて債務を負担し、若しくは債務の履行を怠ってはならない。

(飲酒の制限)

第14条 職員は、勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒してはならない。

(遊技等の制限)

第15条 職員は、職務に支障を及ぼすような方法で遊技等を行ってはならない。

(家族の職業等に対する心構え)

第16条 職員は、家族の営業若しくは職業又は行為が、職員の職務に支障を及ぼし、又は品位をそこなうことのないように努めなければならない。

(車両の安全運転)

第17条 職員は、勤務の内外を問わず、車両を運転する場合は、交通関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(品位の保持)

第18条 職員は、常に身体及び服装を清潔かつ端正にし、態度を厳正にし、節度を守って品位の保持に努めなければならない。

(制服着用時の遵守事項)

第19条 警察官は、制服を着用したときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

い。

- (1) 喫煙しながら、又はポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (2) 職務上必要がある場合のほか、かさ、つえその他制服にふさわしくないものを携帯し、又は着用しないこと。

(警察官の携帯する装備品等)

第20条 警察官は、常に警察手帳を携帯するほか、勤務中次の各号に掲げる装備品等を携帯しなければならない。ただし、別に定めのあるもの、又は所属長が勤務の性質上その必要を認めないものについてはこの限りでない。

- (1) 警笛
- (2) けん銃及びたま
- (3) 警棒
- (4) 手錠
- (5) 別に定める様式の名刺 5 枚以上
- (6) 筆記用具
- (7) 印鑑

(身分証の携帯等)

第21条 警察官以外の職員は、職務上必要な場合は鳥取県警察職員身分証明書取扱規程（昭和50年鳥取県警察本部訓令第4号）に定める証明書を携帯しなければならない。ただし、交通巡視員にあつては警察手帳を、少年警察補導員にあつては少年警察補導員手帳を携帯するものとする。

2 前項の職員は、別に定める様式の名刺を用いるものとする。

(職務執行の適正)

第22条 職員は、職務の遂行に当たっては、常に沈着冷静に事案の軽重及び緩急を判断し、適正かつ妥当な措置をとらなければならない。

(公衆接遇の心構え)

第23条 職員は、公衆の接遇に当たっては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、その信頼と親近感の高揚に努めなければならない。

(公衆接遇に当たつての遵守事項)

第24条 職員は、公衆の接遇に当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 温容と理解をもつてこれにあたり、いやしくも性別、年令、職業、地位又は服装等によつて扱いを異にしてはならない。

(2) 言語態度は懇切を旨とし、粗暴又は侮辱的な言動を用い、あるいは不当に威圧を与えるような態度をとってはならない。

(3) 出頭を求めるときは、その日時及び場所等について、相手の便宜を考慮しなければならない。

(4) 職務に関し相手方から正当な要求があったときは、職務上やむを得ない場合のほか、自己の所属、職及び氏名を告げなければならない。

(報告等)

第25条 職員は、職務上の報告又は連絡をするときは、特別の事情がある場合を除き、順を経て迅速的確に行わなければならない。

(職務に関する情報の報告)

第26条 職員は、勤務時間の内外を問わず、職務に関する情報を認知したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

(警察事故等発生時の報告)

第27条 職員は、警察事故等が発生したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

(要望等の処理)

第28条 職員は、警察業務又はこれに関連する事項について、公衆から要望、意見等を聞いたときはその内容及び状況を速やかに所属長に報告しなければならない。

(積極的な職務遂行)

第29条 警察官は、職務上の責任又は危険を回避してはならない。

2 警察官は、急訴その他応急の措置を要する事案に接したときは、勤務時間の内外又は所管のいかんを問わず、速やかに必要な措置を執らなければならない。

(応急サービスの用意)

第30条 職員は、勤務時間外にあつても、やむをえない場合を除き、応急の勤務に服する用意がなければならない。

(非常招集)

第31条 職員は、大規模若しくは特異な災害又は犯罪の発生その他の緊急事態に際して非常招集の命令を受けたときは、直ちに応招しなければならない。

2 本部における非常招集については、別に定めるところによる。警察署における非常招集に必要な事項は、署長が定める。

(非常参集)

第32条 職員は、非常招集の発令が予想される事態の発生を知ったときは、進んで参集しなければならない。

(居住の範囲)

第33条 職員の居住地域は、原則として、制限されないものとする。ただし、本部長は、特定の警察官の居住地域を指定できるものとする。

2 職員は、人事異動等により居住地域又は勤務部署が変更となるとき、その居住地域等を、部長等及び所属長は本部長に、その他の職員はその勤務部署の所属長に、速やかに届け出なければならない。

第34条 削除

(私用旅行の手続)

第35条 職員は、私用旅行をする場合において、宿泊を伴う県外への旅行をするときは、所属にその情報を共有しておくものとする。ただし、海外旅行をするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

(通学の届出)

第36条 職員は、各種の学校に通学しようとするときは、所属長の承認を受けなければならない。

(秘密を守る義務)

第37条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、これを知る権限がある者に知らせる場合、又は所属長から命ぜられた場合はこの限りでない。

2 証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を發表する必要がある場合においては、あらかじめ所属長を経て本部長の承認を受けなければならない。

(裁判所等から呼び出しを受けたときの報告)

第38条 職員は、証人、鑑定人、参考人等として裁判所等から呼び出しを受けたときは、速やかに所属長にその旨を報告しなければならない。

(政治的活動等の制限)

第39条 職員は、職務の公平中正をそこなうような政治的活動に参加してはならない。

(営利企業等従事許可申請)

第40条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定により営利企業等の従事許可を受けようとする場合は、営利企業等従事許可申請書（様式第4号）により、所属長を経て本部長の許可を受けなければならない。

第3章 勤務

(出勤)

第41条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

- 2 職員は、休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）及び執務時間外に登庁したときは、その旨当直長に通知しなければならない。

(退庁時の措置)

第42条 職員は、退庁するときは、文書及び物品を整理し、最終退庁者は、室内に火気のないことを確認したうえ、とびらの施錠その他盗難防止措置を確実に行之、室の出入口のかぎを当直長に引継がなければならない。

(休日勤務及び時間外勤務)

第43条 所属長は、業務運営上必要があるときは、休日、週休日又は正規の勤務時間外に勤務することを命ずることができる。

(外出の承認及び届出)

第44条 職員は、勤務時間中勤務場所を離れようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

- 2 職員は、休憩時間中一時勤務場所を離れようとするときは、上司に届出なければならない。ただし、交番・駐在所の勤務員にあつては、上司の承認を受けなければならない。

(当直勤務)

第45条 鳥取県警察における当直勤務については、鳥取県警察の当直勤務に関する訓令（令和3年鳥取県警察本部訓令第3号）で定めるところによる。

(出張中の心得)

第46条 職員は、出張中次の各号の一に該当するに至つたときは、その状況を上司に報告しその指揮を受けなければならない。ただし、急を要しそのいとまのないときは、事後承認を受けることができる。

- (1) 日程、用務先その他命令事項の変更を要するとき。
- (2) 病気その他の事故により用務を果たすことができないとき。
- (3) 災害等のため出張を継続することができないとき。

(復命)

第47条 職員は、出張から帰任したときは、速やかに口頭又は書面をもつてその状況を所属長に復命しなければならない。

(部長等及び所属長の事務引継ぎ)

第48条 部長等及び所属長は、退職、休職、配置換えその他の理由によりその職を離れるときは、5日以内に、おおむね次の事項について、書面により事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、後任者が未定又は未着任のときは、本部長の指名を受けた者が仮に引継ぎを受け、後任の所属長の着任を待つて引き継がなければならない。

- (1) 部署の運営（管内概況、所掌事務等）の概要
- (2) 人事管理上の重要事項
- (3) 未決、懸案事項とその処理に対する意見
- (4) 保管金品及び重要書類
- (5) 備品及び装備品の状況
- (6) その他参考事項

2 前項の引継ぎを終わつたときは、本部長に報告し、引継ぎができない理由があるときは、本部長の指揮を受けなければならない。

（所属長以外の職員の事務引継ぎ）

第49条 所属長以外の職員は、前条第1項の理由によりその職を離れるときは、おおむね前条に準じて、書面により事務の引継ぎを行わなければならない。引継ぎが終わつたときは、所属長に報告しなければならない。

（赴任期間）

第50条 職員が配置換えを命ぜられたときは、特に指示された場合を除き、次の期間内に赴任しなければならない。

- (1) 本部（高速道路交通警察隊及び運転免許試験場を除く。以下本条において同じ。）内及び本部と鳥取警察署間は発令の翌日
- (2) 同一警察署管内は、発令の翌日から3日の限度内において署長の定めた日数
- (3) 前各号に掲げる場合以外は、発令の翌日から5日以内

2 前項に定める期間内に赴任できないときは、所属長の承認を受けなければならない。

第4章 休暇及び欠勤

（職務に専念する義務の免除）

第51条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）第2条に規定する職務に専念する義務の免除を受けようとするときは別に定めるところにより承認を受けなければならない。

（休暇）

第52条 職員は休暇を受けようとするときは、別に定めるところにより、届出をし又は承

認を受けなければならない。

(欠勤)

第53条 職員は、欠勤しようとするときは、あらかじめ、所属長に対し、理由を明らかにして届出て承認を受けなければならない。

(遅刻・早退)

第54条 職員は、病気その他の理由により遅刻又は早退しようとするときは前条に準じて届出をし、又は承認を受けなければならない。

(休暇等の事後承認等)

第55条 職員は、やむをえない事情により、あらかじめ前3条に規定する届出をし、又は承認を受けることができないときは、事後速やかに届出をし、又は届出て承認を受けなければならない。

第5章 用品

(警察装備等に対する責任)

第56条 職員は、警察装備等及び自己の使用する公の物品（以下「警察装備等」という。）の使用及び保管並びに取扱いについて、常に適切な注意を払わなければならない。

(警察装備品等の亡失等の報告)

第57条 職員は、警察装備品等の盗難、遺失又は損傷があつたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

第6章 その他

(身上異動の届出)

第58条 職員は、身上関係に異動があつたときは、身上異動届（様式第5号）により、遅滞なく所属長を経て本部長に届出なければならない。

(警察署の細則)

第59条 警察署長は、この訓令の施行に必要な細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な変更を行う場合においては、この限りでない。

(準用規定)

第60条 第11条第1項、第27条、第33条、第35条から第38条まで、第50条第2項及び第57条の規定は、部長等及び所属長について準用する。この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

2 第26条、第43条、第47条及び第53条の規定は、部長等並びに警察学校長及び警察署長

について準用する。この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

- 3 第26条、第43条、第47条及び第53条の規定は、所属長（警察学校長及び警察署長を除く。）について準用する。この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

（鳥取県警察処務規程の一部改正）

- 2 鳥取県警察処務規程（昭和38年4月鳥取県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鳥取県警察本部非常召集規程の一部改正）

- 3 鳥取県警察本部非常召集規程（昭和29年11月鳥取県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過規定）

- 4 この訓令の施行前に鳥取県警察処務規程の規定により行われた手続その他の行為は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（昭和50年12月11日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日本部訓令第10号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月1日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年1月26日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月28日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月13日本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和61年6月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この訓令の施行前に作成された旧様式第1号の名刺は、これを使用し終わるまで、この訓令の規定に基づく名刺とみなす。

附 則（昭和61年12月11日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月26日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和62年10月26日から施行する。

附 則（昭和63年3月18日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月1日本部訓令第19号）

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成2年2月22日本部訓令第2号）

この訓令は、平成2年3月1日から施行する。

附 則（平成3年11月1日本部訓令第15号）

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月10日から施行する。

附 則（平成4年7月21日本部訓令第21号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成6年12月15日本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年12月20日から施行する。

附 則（平成 6 年12月28日本部訓令第31号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月15日本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 2 日本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成 8 年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成10年 3 月19日本部訓令第 4 号）
この訓令〔中略〕は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月29日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 6 月13日本部訓令第14号）
この訓令は、平成14年 6 月13日から施行する。

附 則（平成14年11月 1 日本部訓令第24号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成14年11月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 2 月19日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成16年 2 月23日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日本部訓令第10号）
この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日本部訓令第11号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に事務吏員又は技術吏員である職員は、この訓令の施行の日に、この訓令による改正後の警察職員の任免発令に関する訓令第 2 の規定により一般職員として任命されたものとみなす。

附 則（平成19年12月28日本部訓令第27号）
この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年3月14日から施行する。

附 則（平成24年2月7日本部訓令第4号）

この訓令は、平成24年2月7日から施行する。

附 則（平成25年7月10日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年7月23日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成29年5月16日本部訓令第14号）

この訓令は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（平成30年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成31年3月7日本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年3月11日から施行する。

附 則（令和2年2月19日本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年2月19日から施行する。

附 則（令和2年3月18日本部訓令第6号）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年3月26日本部訓令第8号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年12月7日本部訓令第23号）

この訓令は、令和2年12月7日から施行する。

附 則（令和3年2月8日本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年2月26日から施行する。

附 則（令和4年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和7年3月11日本部訓令第9号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

（鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令の廃止）

- 2 鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令（平成18年鳥取県警察本部訓令第1

号) は、廃止する。

附 則 (令和 8 年 3 月 12 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

様式第 4 号（第40条関係）

営利企業等従事許可申請書	
年 月 日	
鳥取県警察本部長 殿	
所 属	
官 職 氏 名	
1 種別	
☐ 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、参 与、顧問、評議員等になるため	
☐ 自ら営利を目的とする私企業を営むため	
☐ 事業又は事務に報酬を得て従事するため	
☐ その他（ ）	
2 会社・団体又は事業名	3 所在地
4 事業又は事務の内容	5 地位
6 勤務時間	
☐ 常 勤 ☐ 非常勤 時 から 時 まで	
平均して 1 月 時間 1 週間 時間	
1 日 時間	
7 就職（自営）しようとする期間	
8 就職（自営）の理由	
※ 所属長意見	
※ 警務課長意見	
※ 条件	
上記の条件で許可する。	
年 月 日	
鳥 取 県 警 察 本 部 長	

注 この申請書は、2 通提出すること。

様式第 5 号（第58条関係）

年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

所 属

階 級 氏 名

身 上 異 動 届

私は、次のとおり身上に異動が生じたので届けます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動の内容
- 3 証明資料
- 4 その他参考資料

様式第 1 号及び様式第 2 号 削除

様式第 3 号 削除

様式第 4 号（第40条関係）

様式第 5 号（第58条関係）